



お知らせ

香川県警察本部

猟銃又は空気銃の所持許可等の手続きの負担軽減措置として、次に掲げる申請等は代理人による手続きができます。

1 代理人による手続きができます。

- (1) 猟銃等講習会（初心者講習，経験者講習）の受講申込み
講習修了証明書の交付
講習修了証明書の書換え，再交付の申請
- (2) 教習資格認定証の交付
教習資格認定証の書換え・再交付の申請
- (3) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請
猟銃用火薬類等の譲受許可証の交付
- (4) 技能講習の受講申込み，同通知書の交付
技能講習修了証明書の交付
技能講習修了証明書の書換え・再交付申請
- (5) 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付

2 委任状（別添書式）の提出が必要です。

代理人本人であることを確認するための下記の一つの提示が必要になります。

- (1) 運転免許証
- (2) 住民票の写し
- (3) 住民票の記載事項証明書
- (4) マイナンバーカード
- (5) パスポート（旅券）等

様式例

委任状

代理人 住所：

氏名：

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —

私は、上記代理人に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）に基づく

- | | | |
|---|---|---|
| { | ☐ 猟銃等講習会の受講の申込み（法施行規則第20条） | } |
| | ☐ 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項） | |
| | ☐ 猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付
（火薬類取締法第17条第1項等） | |
| | ☐ 技能講習の受講の申込み（法施行規則第26条等） | |
| | ☐ 技能講習修了証明書の交付（法第5条の5第2項） | |
| | ☐ 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第7条第1項） | |
| | ☐ 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第22条） | |
| | ☐ 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法施行規則第56条） | |
| | ☐ 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第29条） | |

に係る書類の

☐ 提出
☐ 受領

 に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住所：

氏名：

印

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —